

<b>① 件名</b>	石巻市敬老祝金の改正について													
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	<p><b>【背景】</b> 長寿化が進む中、敬老祝金支給事業については対象者が年々増加傾向にあり、直近の3ヵ年（平成27年度～平成29年度）においては、それ以前の3ヵ年（平成24年度～平成26年度）と比較し対象者が約15%増となっており、今後も引き続き対象者の増加が見込まれる。</p> <p><b>【目的】</b> 震災復興期間が終了し、財政状況がより一層厳しくなると予想される平成33年度以降に向け、敬老祝金支給額を改正することにより事業の継続を図るもの。</p>													
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	<p><b>【根拠法令】</b> 石巻市敬老祝金支給条例（平成19年3月28日条例第2号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">有</span>・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b> 石巻市総合計画実施計画 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第4節 安心と誇りを持って住み続けられる高齢者福祉を充実する</p> <p>石巻市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画 第4章 生きがいきくりと社会参加の促進</p>													
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	平成29年11月 県内各市の支給状況調査													
<b>⑤ 主な内容</b>	<p>1 石巻市敬老祝金支給条例の一部改正</p> <p>(1) 100歳の誕生日において、市内に引き続き10年以上住所を有する者に対する支給額を現行の20万円から10万円に、3年以上10年未満の期間市内に引き続き住所を有する者に対する支給額を現行の10万円から5万円に改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">支給額</th> <th style="width: 60%;">受給資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">現 行</td> <td style="text-align: center;">200,000円</td> <td>10年以上の期間市内に引き続き住所を有する場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100,000円</td> <td>3年以上10年未満の期間市内に引き続き住所を有する場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">改正案</td> <td style="text-align: center;">100,000円</td> <td>10年以上の期間市内に引き続き住所を有する場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50,000円</td> <td>3年以上10年未満の期間市内に引き続き住所を有する場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>※経過措置として、平成30年度から平成32年度の3年間は市内に引き続き10年以上住所を有する者に対する支給額を<u>150,000円</u>、3年以上10年未満の期間市内に引き続き住所を有する者に対する支給額を<u>75,000円</u>とする。</p>	区分	支給額	受給資格	現 行	200,000円	10年以上の期間市内に引き続き住所を有する場合	100,000円	3年以上10年未満の期間市内に引き続き住所を有する場合	改正案	100,000円	10年以上の期間市内に引き続き住所を有する場合	50,000円	3年以上10年未満の期間市内に引き続き住所を有する場合
区分	支給額	受給資格												
現 行	200,000円	10年以上の期間市内に引き続き住所を有する場合												
	100,000円	3年以上10年未満の期間市内に引き続き住所を有する場合												
改正案	100,000円	10年以上の期間市内に引き続き住所を有する場合												
	50,000円	3年以上10年未満の期間市内に引き続き住所を有する場合												

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

廃止ではなく減額を行うことで事業を継続させ、引き続き高齢者の方への敬老の意を表すことができる。

歳出予算の減額が見込まれ、財政負担の軽減が図られる。

【市財政への負担】

報償費	現行	改正後	比較増減
平成30年度 (見込)	44人(20万円) 8,800,000円	44人(15万円) 6,600,000円	△2,275,000円
	3人(10万円) 300,000円	3人(7万5千円) 225,000円	
	合計 47人 9,100,000円	合計 47人 6,825,000円	

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内各市の敬老祝金支給状況

区分	100歳	88歳	改正予定等	備考
石巻市	20万円(10年以上) 10万円(3年以上10年未満)	1万円	検討中	
仙台市	5万円	1万円	なし	
塩釜市	10万円	1万円	なし	77歳5千円
気仙沼市	—	1万円	なし	99歳10万円
白石市	10万円	1万円	なし	
名取市	20万円	1万円	なし	101歳以上毎年2万円、 99歳5万円、95歳3万円、 90歳2万円 85歳・80歳・77歳5千円
角田市	30万円	—	検討中	99歳2万円、88歳1万円、 77歳3千円(各商品券)、 90歳夫婦で5万円
多賀城市	20万円(20年以上) 10万円(5年以上20年未満) 3万円(5年未満)	1万円	検討中	77歳5千円
岩沼市	10万円(5年以上) 5万円(5年未満)	1万円	平成29年度 改正済み	99歳5万円 80歳3千円(商品券)
登米市	10万円	—	なし	101歳以上毎年5万円、 99歳5万円、95歳3万円、 90歳2万円
栗原市	20万円	1万円	なし	99歳1万円
東松島市	20万円	1万円	検討中	99歳2万円、77歳5千円
大崎市	—	—	合併時に祝金 支給事業廃止	100歳・88歳(記念品)
富谷市	30万円(10年以上) 5万円(1年以上かつ老人福祉 法及び介護保険法に定める施設 サービス等の利用をしていない 者)	3万円	検討中	99歳10万円、90歳5万円 80歳1万円

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成30年2月 市議会第1回定例会へ石巻市敬老祝金支給条例の一部改正について提案  
(平成30年4月1日施行予定)

⑨その他